一四八　高速自動車国道に関する件　八　九
一五〇　確認検査の業務と同等以上の知識及び能力を要する業務を定める件　八　九
一五一　雷撃によって生ずる電流を建築物に被害を及ぼすことなく安全に地中に流すことができる避雷設備の構造方法を定める件の一部を改正する件　八　九
一五二　建築基準法に基づく指定確認検査機関を指定した件及び確認審査等に関する指針の一部を改正する告示　八　52　二五
一五三　国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を地方整備局長、北海道開発局長及び沖縄総合事務局長に委任した件の一部を改正する件　八　52　二六
一五四　国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県の知事が行うこととなった件の一部を改正する件　八　52　二七
一五五　砂防法第二条の土地を指定する件　一一　六
一五六　〃　一四　二
一五七　砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件　一一　六
一五八　土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件　一二　七
一五九　砂防法第二条の土地を指定する件　一二　八
一六〇　〃　一四　二
一六二　直轄砂防工事を施行する件　一四　三
一六三　砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件　一四　三
一六四　土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件　一四　四
一六五　水先人に免許を与えた件　一四　六
一六七　久米島空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件　一四　56　二五
一六八　高速自動車国道に関する件　一五　八
一七四　申請者が工場等において行う試験に立ち会い、又は工場等における指定建築材料の製造、検査若しくは品質管理を実地に確認する必要がある場合及びその費用を定める件の一部を改正する件　一五　57　二〇七
一七五　住宅瑕疵担保責任保険法人の指定の方針の一部を改正する件　一五　57　二一〇
一七六　住宅建設瑕疵担保保証金及び住宅販売瑕疵担保保証金に関する規則第二条第六項及び第十八条第六項の国土交通大臣が別に定める要件を定める件の一部を改正する件　一五　57　二一三
一七八　特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則第九条第六項及び第二十条第六項の国土交通大臣が別に定める要件を定める件の一部を改正する件　一五　57　二一三
一七九　既存住宅状況調査方法基準の一部を改正する件　一五　57　二一三
一八〇　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第四十一条第二項の規定に基づき、令和六年能登半島地震による災害に係る同条第一項の市町村の区域を定める件　一八　八
一八一　住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定に基づく指定住宅紛争処理機関の住所等を変更する件　一八　60　四九
一八二　都市計画に関する件　一九　五
一八三　運輸審議会から答申があった件　一九　五
一八四　砂防法第二条の土地を指定する件　一九　五
一八五　砂防法第二条の土地の指定を解除する件　一九　六
一八七　高速自動車国道に関する件　一九　七
一八八　自動車の装置の型式指定を取り消した件　一九　七
一八九　宅地建物取引業法の規定に基づく登録講習機関の登録事項の変更の件　一九　七
一九〇　高知空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件　一九　61　三七
一九一　宮崎空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件　一九　61　三八
一九二　高速自動車国道に関する件　一九　61　三九
一九三　土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件　二一　九
一九四　青森空港の施設について告示した事項に変更があった件　二一　一〇
一九五　秋田空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件　二一　63　一三六
一九六　高速自動車国道に関する件　二一　63　一三七
一九七　進入管制区を指定する告示等の一部を改正する告示　二一　63　一三八
一九八　北九州空港の施設について告示した事項に変更があった件　二一　63　一四七
一九九　鹿児島空港の施設について告示した事項に変更があった件　二一　63　一四七
二〇〇　船舶設備規程第三百十一条の二十二第一項第三号の無線電信等を定める告示の一部を改正する告示の一部を改正する告示　二一　63　一四七
二〇一　砂防法第二条の土地を指定する件　二一　63　一四七
二〇二　高速自動車国道に関する件　二一　六
二〇四　砂防法第二条の土地を指定する件　二一　六
二〇五　砂防法第二条の土地の指定を解除する件　二一　六
二〇六　砂防法第二条の土地を指定する件　二一　六
二〇七　砂防法第二条の土地の指定を解除する件　二一　六
二〇八　一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃を定めた件　二一　66　九二
二〇九　標準貨物自動車運送約款等の一部を改正する告示　二一　66　一〇三
二一〇　高速自動車国道に関する件　二五　五
二一一　砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件　二五　六
二一三　信号符字を点附した件　二五　七
二一四　信号符字を取り消した件　二五　七
二一五　船舶国籍証書を無効とした件　二五　七
二一六　砂防法第二条の土地を指定する件　二五　七
二一七　砂防法第二条の土地を指定する件　二五　七
二一八